

窓口支援システム導入業務委託に係る質問回答書

回答日：令和5年6月22日

NO.	質問	回答
1	<p>導入実績について（様式第10号）、契約期間ではなく稼働日の記載でよろしいでしょうか。また、契約名称ではなく、業務名称でよろしいでしょうか（契約名称の場合、「業務委託契約書」の場合があり、提案システムの内容であるか判断できないと思われるため）。</p>	<p>契約期間を記載ください。稼働日は参考として記載いただいて差し支えありません。 業務名称を記載する場合は、「契約名称（業務名称）」のように、括弧書きで記載ください。</p>
2	<p>導入実績について（様式第10号）、本業務と同じ住民異動（転入（日本人/外国人/特例）・転出・転居・住所変更）に対応したシステムの導入実績を記入すればよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
3	<p>基幹システムへの連携に際し、API連携については基幹システムベンダー様からシステム標準化を控えている状況や構築期間を考慮すると困難であると回答を受けております。また、RPAによる連携も同様です。機能要件一覧において必須機能（別紙1 項6）となっておりますが、基幹システムとの連携は、期間中に構築（対応）することができません。そのような状況においても、提案することはできますでしょうか（採択されますでしょうか）。</p>	<p>提案は可能です。</p>

4	<p>本業務で使用する既存の窓口端末（パソコン）およびプリンタのメーカー・品名・型番・仕様（スペック）について教えてください。</p>	<p>パソコン：富士通製 品名 LIFEBOOK A5510/F 型番 FMVA88025 仕様 Windows 10 64bit 4GB プリンタ：キヤノン製 Satera LBP441e</p>
5	<p>システムを導入する上での、現在の業務フローをご提供いただくことはできますか。また、システム導入後の業務フローの設計は、つくばみらい市様に対応いただけますでしょうか。</p>	<p>業務フローについては、契約後の協議の中で提示する予定です。 システム導入後の業務フローの設計については、協議の上対応させていただきます。</p>
6	<p>この度の調達に係る窓口支援システムはデジタル庁窓口DXSaaSを利用することが前提という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>窓口 DXSaaS の利用は前提ではありません。</p>
7	<p>実施要領 P1 1. 事業概要（4）提案上限額 について窓口 DXSaaS を利用する場合は令和 5 年度分のガバメントクラウド利用料、回線使用料についてはデジタル庁が負担をおこなうため、その費用については 0 円で見積をしても問題無いでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりで差し支えありません。</p>
8	<p>実施要領 P1 1. 事業概要（4）提案上限額 について「既存の基幹システムとの連携に要するシステム改修費用を含むものとし」と記載がありますが、既存の基幹システム名のパッケージ名をご教示いただけますでしょうか？住基、税、福祉業務でパッケージが異なりましたらそれぞれご教示願います。</p>	<p>「IAC 行政情報システム」（株式会社茨城計算センター）です。 住基、税、福祉業務でパッケージは同一です。</p>

9	<p>実施要領 P1 1. 事業概要 (4) 提案上限額 について「既存の基幹システムとの連携に要するシステム改修費用を含むものとし」の記載について、既存の基幹システムのデータ取込の仕組みを構築するのは本業務の受託業者と認識しておりますが、データ抽出の仕組みは既存の住基システムベンダー様が構築するという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、既存基幹システムベンダー様が抽出するデータ仕様については独自様式でしょうか、それとも地域情報プラットフォーム標準仕様 (APPLIC-0002-2020) に準拠した様式でしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>本業務の受託業者から基幹システムへのデータの取り込みについては、独自様式です。</p>
10	<p>既に稼働し、貴市と基幹系システムベンダー殿が契約締結している基幹系業務システムについて、この度、本件（窓口支援システムとの連携）のためのシステム改修部分の、著作権および使用許諾に関して、どのように契約条文中に記載し、契約締結されるご予定かご教示ください。</p>	<p>システム改修箇所にかかる著作権は原則として市への帰属と考えております。ただし、より円滑な業務遂行のため、別の方法を取る必要があれば、提案をお願いします。</p>
11	<p>既存基幹系システムの一部改修箇所について、基幹系システムベンダー殿とは別のベンダー（今回の受託者）が契約窓口となる場合、受託者が負うべき業務範囲をご教示ください。</p>	<p>今回の業務において発生する一部改修及びその保守が業務範囲となります。</p>

12	<p>システム開発元と契約窓口が異なる場合、上記 10.11. のような契約前提条件の事前協議が必要なことに加え、実運用における障害発生時の切り分けや責任区分などにリスクを伴う可能性があります。このことから、本件（窓口支援システムとの連携）における基幹系システムの改修業務は、本事業とは別に、貴市と基幹系システムベンダー殿との直接契約をご提案します。この点に関して調達仕様の変更は可能でしょうか。</p>	<p>直接契約の提案は可能です。ただし、その場合は、基幹系システムの改修に必要な概算費用を明示してください。</p>
13	<p>連携の範囲に関して以下 2 点についてご教示ください。 ①前方連携（基幹系システム→窓口支援システム）は世帯情報のみでよいか。 ②後方連携（窓口支援システム→基幹系システム）を行う手続きは決まっていますでしょうか。</p>	<p>前方連携について、連携を行う場合は世帯情報で差し支えありません。また、後方連携については、住民異動届については必須です。それ以外はお提案ください。</p>
14	<p>「仕様書 1 2. 保守要件④」にて、対応受付時間が示されていますが、当社では、土曜、日曜については、平日と同様の問合せ受付は実施しておりません。土曜、日曜については、事前にご提示する緊急時連絡先での対応とさせていただきますが、よろしいでしょうか。</p>	<p>差し支えありません。</p>

15	<p>「仕様書 18. 見積条件」にて、「⑤クラウド型による提案の場合には、システム運用費、回線使用料等の経費を月額で見積もること。」と記載がありますが、本件とは別途契約予定となっている令和 6 年 4 月以降の運用保守業務額費用も評価対象となるのでしょうか。</p> <p>今回の御見積書の対象が導入業務のみである場合、本来導入業務である費用を令和 6 年 4 月以降の運用保守業務に振り替える等の提案がなされ、導入業務費用では正しく評価することが難しくなる可能性が想定されます。これを避けるために、導入業務費用の「提案下限価格」の設定や、導入業務および 5 年間の運用保守業務を合わせたトータル価格での評価を行うなどのお考えはありますでしょうか。</p>	<p>令和 6 年 4 月以降の運用保守業務額費用は評価項目 1 2 「価格」の評価対象外です。</p> <p>提案下限価格の設定及びトータル価格での評価は検討しておりません。評価についてはあくまでも導入事業の見積価格で評価します。</p> <p>ただし、保守業務の費用が著しく高いまたは低い場合は、評価項目 1 0 「運用・保守体制」の評価対象となる場合があります。</p>
----	---	--